

平成 31 年 4 月 24 日

適格消費者団体 特定非営利活動法人  
消費者支援ネットワークいしかわ  
理事長 橋本 明夫 様

株式会社北國銀行  
マーケティング部長 菊澤 智彦



ご 回 答

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴法人より平成 31 年 3 月 22 日付「申入書」にて削除もしくは変更の要請がありました「北國カードローン DAY SMART 契約約款」第 9 条 1 項 7 号の期限の利益喪失条項「借主について相続の開始があったとき」の記載について協議を進めてまいりました。

実務上は「相続の開始」のみをもって期限の利益の喪失、遅延損害金の計上などは行っており、顧客本位の対応の観点から柔軟に相続人への債務承継や返済に対応をしていることから、本条項を削除もしくは変更をする予定でございます。

対応について方向性が決定しましたら、改めて文書にて回答させていただきます。

今後とも、お客さまにとってよりよいサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件お問い合わせ先】

株式会社北國銀行 マーケティング部ローン統括課 北橋  
〒920-8670 金沢市広岡 2 丁目 12 番 6 号  
電話番号 076-218-5309